

平成29年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	83	※ 課程 (障害種別)
学校名	福岡県立田川高等学校	(全日制) 定時制 通信制 ()

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) 学校方針

① 校内体制作り

全教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という意識を持ち、いじめは、全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、全職員が共通認識をもち、組織的に対応できる体制を構築する。

② 家庭・地域との連携

家庭においても生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校、家庭との組織的な連携の下、いじめの早期発見・早期対応及び未然防止ができる体制を構築する。

③ 関係機関との連携

(1) (2)を通して、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携がとれる体制を構築する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫し、生徒指導「わかる授業づくり」、アクティブラーニング型授業を展開する。
- (2) 授業規律を基盤とした授業を実践し、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導を徹底する。
- (3) 職場体験、大学訪問・企業訪問、総合的な学習時間の取組や人権教育等を通して、生徒自らに人と関わることの喜びや大切さを気付かせ、自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- (4) 「ネットパトロール」に取組み、いじめの未然防止に努める。
- (5) PTA活動・保護者向け資料の配付等を通して保護者との連携を強化する。外部からの生徒に関する連絡や情報を活用し、地域社会との連携を強化する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1） 基本的考え方

①いじめは、大人が気づきにくい形で行われる

- ・些細な兆候であっても、いじめかもしれないとの疑いを持つ。
- ・早い段階から複数の教員で組織的に的確に関わる。
- ・軽視したり見逃したりすることなく、積極的に認知する。

②教員はアンテナを広く高く保つ

- ・生徒の観察、見守りや生徒との信頼関係の構築に努める。
- ・生徒の小さな変化や危険信号（生徒のSOS）を見逃さない。

（2） いじめの早期発見のための措置

①教師の視点から

※「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を利用する。

- ・個人面談、保護者会を通して、生徒の状況把握及び状況変化を見落とさない。
- ・チェックポイントを通して、生徒の出すサインを見逃さないために点検する。
- ・ダイジェスト版を通して、生徒を個別に把握する。
- ・いじめに関する職員研修会を通して、基本方針の確認、事例研究等を行う。

②生徒の視点から

- ・「学校生活アンケート」等を通して、いじめ・学校生活全般への不安・体罰等を記入する。
- ・いじめに関するアンケートを通して、いじめに特化した具体的な事象を記入する。
- ・相談ポストを通して、いじめ・学校生活全般への不安・体罰等を記入する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1） 基本的考え方

いじめに対する措置を的確に行うため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深める。また、学校における組織的な対応を可能とする体制整備を行う。

（2） いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめを発見した場合や、いじめの通報を受けた場合は速やかにその行為を止めさせる。
- ・情報収集：聞き取り等により教職員、生徒、保護者、地域住民、その他関係者などから情報を集める。
- ・校長が責任を持って、事実確認の結果を学校の設置者に報告する。保護者に報告する。
- ・所轄警察署との相談は指導により十分な成果が困難な場合でいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合に行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・指導、支援体制を組み、組織で対応する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒の安全を確保する。

- ・どんな場合でも、いじめられた生徒にも問題があるという認識は持たない。
- ・プライバシーには十分注意する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を作る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒への指導

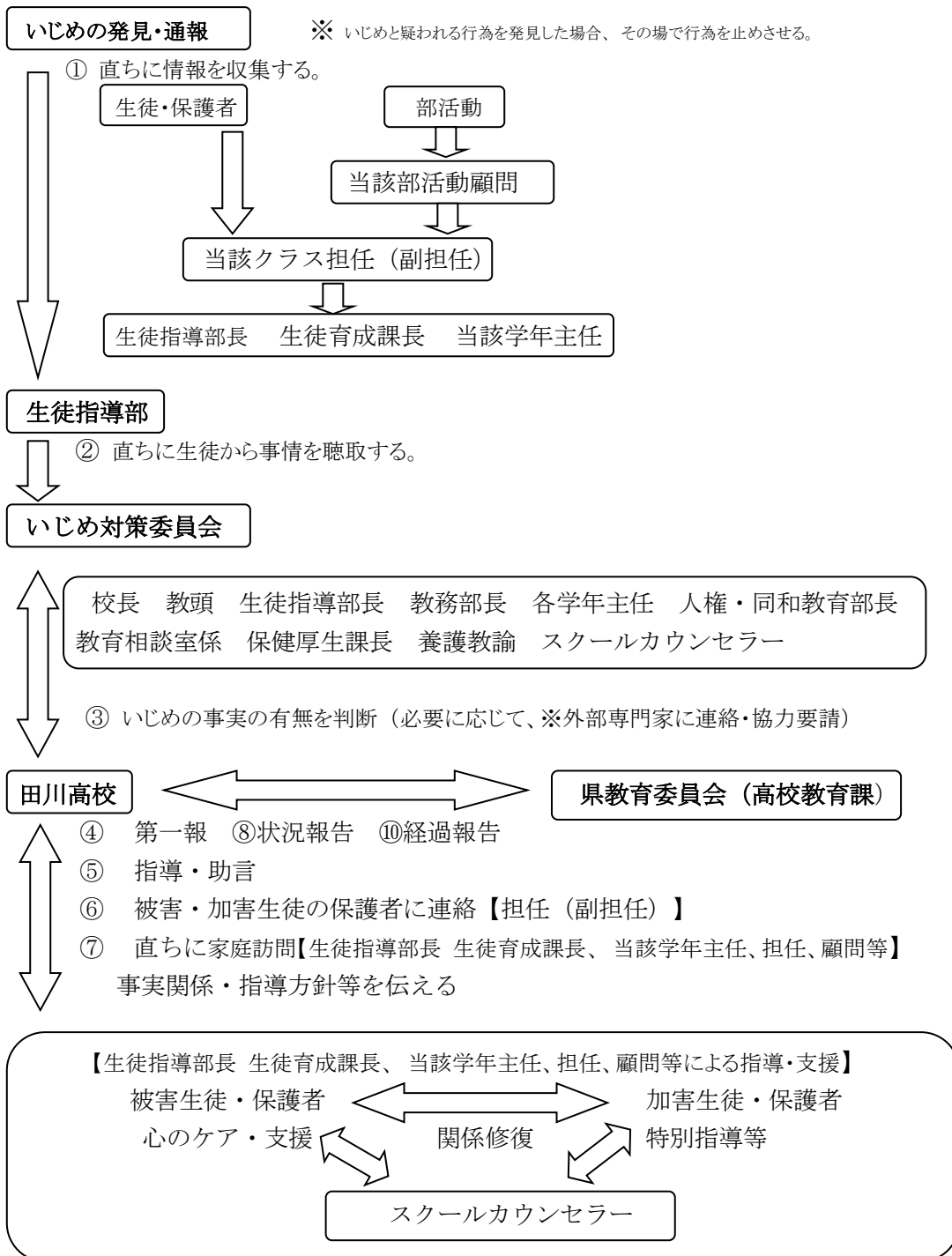
- ・指導については、毅然とした態度で対応する。
- ・いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・一方的・一面的な対応にならぬよう、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの背景にも目を向け、生徒の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・教育上必要がある時は、適切に懲戒を加えることもある。
- ・迅速に保護者に連絡し、保護者の理解・納得を得たうえで協力を求める

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

自分の問題としてとらえさせる

- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる指導を行う。
- ・囃し立てたり傍観したりする行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる指導を行う。
- ・いじめは絶対に許されない行為である事を臨時のHR活動や集会で指導する。
- ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみでいじめが解決するものではないという認識をもつ。
- ・被害生徒と加害生徒や他の生徒との関係を修復する。

【いじめの発見・通報を受けたときの対応(フローチャート)】



(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめが発生した際の緊急対応

① 書き込み内容の確認

掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトしておく。ただし、携帯電話の書き込みはプリントアウトできない場合があり、その場合デジタルカメラで写して内容を保存する。

② 事業者への削除依頼

「管理者へのメール」や「お問い合わせ」（ページ下に掲載）で削除依頼する。ただし、生徒に削除依頼をさせたり、個人のPCからは絶対行わないこと。また、削除依頼のメールについて個人の所属・氏名などは記載しないこと。

③ 掲示板のプロバイダに削除依頼

上記②の管理者の連絡先が不明な場合や依頼しても削除されない場合は、プロバイダに依頼する。その際、削除が必要なURLや書き込みNo.、削除理由が必要になる。

※削除依頼の参考文例

〔件名〕 【削除依頼】 誹謗・中傷の書き込み

〔本文〕 URL : http://

スレッド : http://

書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書く)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり本人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。貴サービスの利用規約に基づき、書き込みの削除を行うようお願いします。

④それでも削除されない場合

警察（生活安全課）や法務局に相談する。

※悪質で犯罪性のある書き込みは、警察の捜査が行われると、書き込んだ個人が特定でき、犯罪となり検挙される場合もある。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状況である。

① いじめに係る行為が止んでいること。

(この相当の期間は少なくとも3か月を目安とする。)

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

①重大事態とは

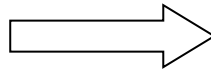
<p>1号 生命・心身又は財産に対する重大な被害例 生徒が自殺を企図 身体に重大な損傷 金品等に重大な被害 精神的疾患を発症</p>	<p>2号 相当の期間欠席を余儀なくされている疑い例 相当の期間＝年間30日を目安 一定期間連続して欠席 学校の設置者又は学校の判断 ※生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあつたら重大事態として対処</p>
--	---

②重大事態の調査

- i 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて県知事に報告する。
- ii 調査結果の報告については、教育委員会を通じて県知事に報告する。
- iii 調査の主体は教育委員会が判断する
- iv 調査を行うための組織
 - ・ 当該調査の公平性・中立性の確保。
 - ・ 専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者。
 - ・ 学校が調査の主体となる場合は、第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめ防止等対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する事も考えられる。

v 調査内容

- ・いつ、誰から、どのような態様
- ・背景の事情、人間関係
- ・学校や教職員の対応



可能な限り
網羅的に明確に
(客観的な事実関係)

vi いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合の留意点

- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。
- ・状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活への復帰支援や学習支援を行う。

vii いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合の留意点。

- ・生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速な今後の調査についての協議。

(2) 調査結果の提供及び報告

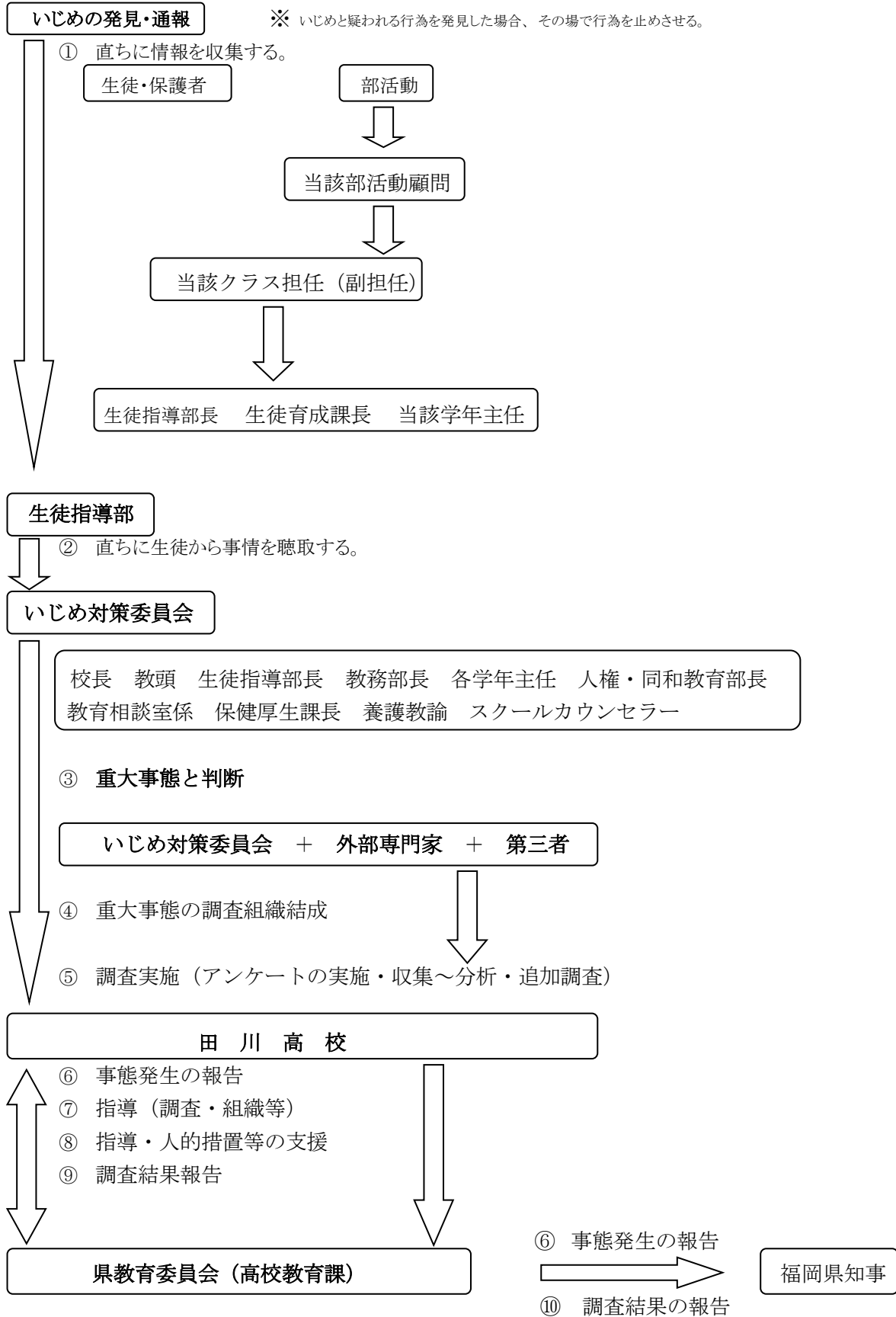
① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

重大事態の調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時、適切な方法で、経過報告を行う。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に行う。

② 調査結果の報告

- ・調査結果の報告については、教育委員会を通じて県知事に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

【(重大事態が発生したときの対応 フローチャート)】



6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

「いじめ対策委員会」の役割と機能

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となること。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめやその疑い、問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有を行う。
- ・いじめの疑いに対する緊急会議の開催、そこでの情報の共有、事実関係の聴取、指揮や指導体制・対応の方針決定と保護者との連携などを組織的に実施するための中核となる。
- ・いじめ問題の重要性の啓発、家庭との連携の中核となる。

(3) いじめ防止対策推進法 第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の予防に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

本校においては、重大事態発生の場合、上記法律に基づき、教育委員会と協議の上、重大事態対処のための組織を置くものとする。本校の場合、この組織については、「いじめ対策委員会」（第22条関係組織）を母体として編成し、重大事態の性質に応じて適切な専門家等を加えて編成するものとする。

○「重大事態対処のための組織」の役割と機能

- ・当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ・「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。